

伴大納言繪詞に現はれたる風俗

鈴木敬三

一

平安朝季世の風俗を徵すべき資料として、伴大納言繪詞は年中行事繪卷に次いで最も多數の内容を包藏して居るが、其の取材が

何れも京洛内の事件を取扱つて居ることに於いて、其の風俗は總て洛中のものであり、信貴山縁起・粉河寺縁起に於けるが如き地方的の風俗は全く認められない。また其の人物は貴賤とりどりであるが、何せ伴善男の陰謀を題材とした關係上、使の廳の官人クワシニンの風俗が最も入念に畫かれて居るのであり、筆者の風俗描寫の重點も其處に置かれたものと思はれる。隨つて衛府關係の風俗を糺す

上には最究竟の資料であるが、建築・調度、或は同一人物の重複の場合の如き、極めて鷹揚に取扱つて居ることに於いて、其處には相當の矛盾と疑點とを存して居る故、是を取扱ふ上には充分の注意を必要とする。

尙ほ本繪詞の體裁、順序、缺失せる卷頭の詞書、切取られた畫

面の一部の存在等による原本の復原研究は極めて大切であり、是を俟つて始めて其の内容を把握することが出来るのであるが、茲では、あるがまゝの順序に従つて上卷卷頭より漸次其處に表現された服飾・武装を中心として考察して行きたいと思ふ。

上卷は、應天門の炎上と、良房諫言の二段であり、中卷は、信の冤罪赦免と、右兵衛の舍人の子と善男の出納ズヰナフの子との喧嘩の二段、下卷は、右兵衛の舍人の拘引と、其の糾問、流人の亭に向ふ檢非違使の一役と、善男の家族の愁嘆、流人追使の行列の五段を以て終つて居る。

二 上卷

1 應天門炎上

卷頭、應天門に續く朱雀大路を松明に先を拂はせて進む歩騎の一群が畫かれて居るが、是は出火と共に參向する使の廳の官人等

である。

焼亡の事は檢非違使の職掌中の重要事であり、晝夜を問はず洛中なれば直ちに非常警固の姿を以て炎上所に馳参し、失放火、火滅の状態を糺して後、大理に詢り、神事其の他散齋の場合の外、禁裡三町外の失火なれば直ちに參内して焼亡の事を奏し、三町内なれば殿上の口に於いて奏詞なくして見参に入るを例としたのである。

圖に於いて、先頭に松明を持つて進む兩人は火長であり、共に接烏帽子・赤狩衣・白廣袖・白小袴を上結とし、白羽の胡籠に丹塗の弓を弦を下にして小脇に搔込んで居る。

上部の火長は素足であり、其の佩ける太刀は黒漆白造の鞘に白鮫の柄をかけた所謂野太刀であり、冑金には腕貫緒が認められる。

下部の火長は草鞋を穿いて居り、弓の他に更に代りの松明をも握り、猪皮と思しき尻鞘かけた太刀を佩いて居る。

此の兩人の手にして居る松明は檜を細く裂いて束ねたものであるが、常の如く三乃至四箇處を防已^{ボララヂ}を以て結んだものとは異り、上より蛭巻^{ヒルマキ}としたのであり、順次斜めに筋を入れて畫がいて居る。

狩衣の尻は、かゝる非常の際故、押折りにして野太刀の足間にかけて居り、籠は、上の火長の腰に僅かに見える方立の形狀より見て、防已を以て編んだ所謂葛籠^{ツバラエビラ}と思しく、是に白羽の野矢を

指した狩胡籠の制である。尙ほ籠には兩人共に鞭を一本宛差添へて居る。

斯様な火長の姿は、出火の際の正しき故實に據つたものであり、其の赤き狩衣は衛府官裝束抄に「火長狩衣には、つむぎをあかねに染て、たもとをぬひこしてきる、しろき袴、きぬをばきす、布のひろ袖なるをきるなり、しらはの矢、あかき弓」と見え、榮華物語^{浦々}の卷にも「この檢非違使どものぐのあかぎぬなどきたるものども」と見える如く常の事であるが、白の小袴にあつては清解眼抄燒亡事に

仁安二年九月廿七日内裏燒亡之時、火長二人着紺小袴、人以美談之、但

於藍摺者一切不可着歟、其故者季清說云、火長着小袴不用他色、白小袴着無文紺云々、

と見えて居り、此の小袴は火長常用の布の長袴より一幅狹き袴を指す。

また弓箭にあつても同書に

宗金記云、寛徳三年十二月廿三日午時許[□]大殿御廄燒亡、○中火長隨身白羽胡籠并赤弓、引率大夫尉以下府生以上官人等、從馬場向北、と見えて居る通り白羽の狩胡籠を故實とし、更に

帶火丁白羽箭、是舊例也、但狩胡籠ニハ白羽矢ハ勝タリト云、不覺也、とも記されて居る。

以上の如き諸點より見れば此の圖は極めて正確である。

次に逸やる馬の衝面^{クツヅラ}を二人の郎從に執らせて進む馬上の人物

は、切り抜かれて不明であるが、僅かに残る腰より下の指貫を上結とした行粧と、異なる馬具の形狀より見て、此の一群を引率する廷尉なることを思はしめる。恐らく立烏帽子に白襖つけた姿であらう。

通常出火の際は、檢非違使を始め左右近衛の官人は、垂袴のまま毛沓を穿くを例とするが、内裏焼亡に際しては、結を上げて淺沓を穿くべく規定されて居り、清解眼抄にも

今案祖父口傳云、○中只存普通燒亡之儀、着毛沓、卷総、帶弓箭可令參也、内裏ヨウト見テ驚キ騒テ脱毛沓、上袴結、可着淺沓也、

とあるが實際は素より非常の場合故、尙ほ區々であり、仁安二年九月廿七日の内裏焼亡の際の如き、列立の官人等の有様は

江尉遠重、着毛沓、藤尉爲範、上結、火丁二人、博士志章貞、志基廣、上結府生友忠、垂袴、不_予、上結、便事也、

と後清錄記に見えて居る。

而して本圖は、此の廷尉を始め、それに續く騎馬の隨兵五人の中、三人まで何れも淺沓に上結であり、他の一人は毛沓、今一人は上結に素足のまゝである。

軀の兩人は、共に接烏帽子・水干・小袴上結の姿であり、斜め後ろを見せた下手の一人は、弓手を以て銜の立聞を握り、馬手を開いて馬の平頸を支へて居るが、其の水干は上下共に鷄冠木文様の藍摺と思しく、袖結と肩の菊綴を紅を以て明示して居る。上手の今一人は、白に薄紅の霞地に崩葱の丸寓生文様を染めた水干上

下を著けて居る。

此の丸寓生文は、往々海松丸文と誤られることが多いが、丸寓生は樺・楓の類に寄生する植物を文様化したもの故、必ず其の先端を二本として居り、是に對して海松丸は先が二本・三本不揃ひであり、其の相違は明瞭に識別することが出來、當代男女の裝束・調度の文様には好んで丸寓生が用ゐられ、奈良手向山神社所藏の鞍の如きも黒漆地螺鈿の丸寓生文が見られ、紋章にあつても熊谷氏の鳩に丸寓生が聞えて居る。尙ほ是等の水干は何れも袴の下に著籠められて居る。

廷尉の馬具は、所謂倭鞍であり、小總の茜染組鞍に、杏葉銜はませ、丸打蘇芳染の組手綱をかけて居る。

鞍は、何れも極めて丁寧に畫がかれ、打組の畦及び菱の編み出しの有様が明瞭に認められる。斯様な茜染打組の鞍は所謂上總鞚であり、近世の仙臺鞚に其の方法が傳へられて居る。たゞ菱の文様を編み出して居る遺品は、古く奈良正倉院御物の鞍の中に認められる他は、奈良手向山神社の移鞍に懸けた茜染麻糸組の鞍に見られるのみである。

鞍橋は黒漆地と思しく、鞍は茱萸形であり、行縢形の切付に、尺泥障をかけて居る。鐙は半舌であるが、其の袋の鼻が強く上方に反張されて居り、讚岐高松の松平伯爵家に袋鐙の名稱を以て傳へられた鐙と全く同形である。廷尉に續いて、騎馬の隨兵五人、徒步の下部十三人が從つて居る。

隨兵は、甲裝騎馬にて威儀を整へ、檢非違使出行の際の路次の警衛に當るを常とし、祭禮に於ける神輿の供奉にも認められるが、源頼朝が鎌倉に霸を稱へてよりは専ら將軍供奉のものとして知られて居る。併し、是等隨兵の武裝は、何れも若干の相違があり、同じ檢非違使の隨兵にあつても、著駄の如き儀式、行幸或は祭禮の際の供奉、流人追使、犯人逮捕、燒亡の際の如きによつて異り、本繪卷に於いて、内裏燒亡の際の姿と上巻、流人追使の姿 下巻を比較考察する事が出来るのは極めて都合が宜く、著駄及び祭禮供奉の有様は、摹本のため詳細には分らぬが、年中行事繪卷によつて窺はれる。

燒亡の際、隨兵を引率することは廷尉故實に

内裏燒亡之時上結、路次雖毛沓、忽爲内裏燒亡時、撤毛履可上結也、略
能調弓馬相具、隨兵合向故實也、云々、僮僕如恒、看督長布衣、馱負不可隨鉢、率爾之時、有帶火丁白羽箭之事、

と見えて居り、其の姿は流人追使の際の如き嚴重なるものではなく、咄嗟の際の非常の處置に武装したもの故、改つたる胄著の郎從を連れず、常の裝束の上に弓手の籠手を指し、鎧を取つて投げかけ、簎を負ひ、弓を持つたまでゝある。

是に對し、流人追使を始め、諸儀式に際しては、水干小袴に小具足を嚴重にし、毛沓を著け、胄を胴丸著けたる郎從に被らせ、替弓を弓袋に入れて持たせるを例とするが、兎に角、此の檢非違使の隨兵の行粧が、他の武裝と式を異にする第一は太刀を佩かぬ

點であり、更に常の甲裝の如く 貫ヲタキを穿かず、毛沓を用ゐるを例とする。

衛府官裝束抄には

檢非違使の隨兵は、よろひきて、胡籤をひて、太刀をはかねなり、家子は太刀はく也、

と明示して居り、本繪卷上下中に見ゆる檢非違使の隨兵を始め、年中行事繪卷に於けるそれにも全く太刀は認められない。

而して、是等の隨兵の射向の腰にはそれゞゝ弦卷が著けられて居るが、是は簎の腰緒コシナより吊り下げられたのであり、斯様に腰緒に懸けた弦卷の圖は、平治合戦繪卷を始め、小柴垣草紙繪卷・春日權現驗記等の中にも明瞭に認められ、伊勢貞丈を始めとする多くの近世の學者が、是を總べて太刀の足間に吊る様に主張して居ることの誤りなるを物語つて居る。併し、一部には太刀の足間に懸ける方法もあるのであり、それは衛府の官人である者にのみ限られたる故實である。由來衛府は禁中警固の任にあり、専ら弓技に携はりしことに於いて、衛府の官人たるの標しとして弦卷を太刀の足間に懸けて常に攜帶せしめたのであり、古今著聞集に

陸奥守義家朝臣、永保年中に武衡・家衡等を責けるとき、義光は京に候て、かの合戦の事をつたへきゝけり、いとまを申て下らんとしけるを、御ゆるしなかりければ、兵衛尉を辭し申て、陣へつる袋を掛て馳下けり、

語つて居り、太刀の足間に弦巻を懸けた衛府の官人の姿は繪卷の中にも屢々認められ、殊に西行法師繪卷に於ける在俗當時の左兵

衛尉義清の太刀に明瞭であり、平治合戦繪卷 三條殿夜討卷 中には、太刀の足間の弦巻と簞の腰緒の弦巻とを二つ重ねて著けた様が畫がゝれて居る。而して是等の弦巻は何れも胡粉に墨を以て簡単な文様をあしらつて居ることに於いて、尾張の稻葉通邦の説に従つて洗革製と見られて居るが誤りであり、是が防已製編み出し文様であることは伊豫の大山祇神社舊藏の弦巻にても知られ、繪卷に見られる斯かる表現方法は、圓座・覽宮等に於けると同一手法である。

鎧は何れも華麗であり、五人の中、三人まで裾金物を打ち、殊に先頭の隨兵のそれは三頭の尾長鞆繪ヲナガビセエであり、最後の隨兵にあつては袖の水呑の鎧の部分に裾金物と同形の居文金物スエモジンガナエを打つて居る。また金具廻には金の箔置が多く、金銅磨き上げの所謂鏡地カミミヂを思はしめる。かゝる鏡地は本繪卷のみならず、粉河寺縁起中、河内の長者の娘警固の武士の著たる鎧にも見られ、鞍鎧、平胡簾の方立・背板等にも好んで用ひられたことが遺品、文獻の中に屢々認められる。

かゝる隨兵の鎧に於いて、最も注目すべき部分は、威と革所の染文様である。

威の手法は、前方の三人は何れも常の繩目取オハメトリであり、續く剝落多き隨兵のそれは嚴嶋の小櫻の鎧を想はしめる程幅廣の大荒目オホアラメで

ある。また最後の隨兵にあつては大三島の澤瀉の鎧を唯一の遺品とする古風なる縦取ダニドリである。

色彩は、色々の威し交ぜであるが、先頭の隨兵の鞆繪の金物打つたる鎧は白と紅を以て村濃ムラノに威して居り、次なるは蘋葱地の中央に赤地に金を以て三鞆繪ミツタケを畫がいた文柄威風の特異なる威である。而して是は實際には如何にして結構したか明瞭でないが、本繪卷下巻流人追使の隨兵中略々是と同形にして、たゞ其の文様が赤地に唐花となつて居る威の存することに於いて、彼我參看して推測すると、或は斯かる文様の織物か染革を以て威した上に被せて飾りとしたものではなからうか。而して是は當代以來専ら武士が好んで用ひた袖標ゾデヅルシとも何等かの關係があるのでないかとも思はれる。

韋文様は、先頭の隨兵の鎧は臘脂に藍を交へた魚子地ナコザに菊襷キクダスキを配して居り、次なる二名は不明であるが、四番目の大荒目の鎧のそれは、弦走に臘脂の鷄冠木文様を散らし間を白地藍の魚子を以て埋め、鳩尾板には白地に臘脂の龜甲繋ぎ、梅檀板の冠板と大袖冠板裏面には魚子地細文、射向の蝙蝠付には九曜文染革を以てして居る。最後の隨兵のそれは、總べて白の韋地に臘脂を以て窠文と魚子をあしらひ、藍を以て暈して居り、嚴嶋の小櫻の鎧の染革に類似して居る。

以上の如き鎧の構造は、總體的に見て、弦走廣く、梅檀・鳩尾の板は裾開きであり、胸板・冠板の如き極めて小振りなることなど

何れも初期大鎧の特徴である。殊に袖の冠板は何れも山形であり、遺品としては僅かに甲斐の菅原天神社の楯無の鎧にのみ見られる特殊形式である。また草摺前後の菱縫板は中央を割らぬ一枚造りであり、伊豫大三嶋の澤瀉、三河猿投の櫻鳥、安藝嚴島の小櫻の三甲によつて其の存在が知られて居る古様式である。而も是に打つたる裾金物は三箇宛であり、其の形象は法隆寺傳來御物逆澤瀉威鎧雛形と全く一致して居る。尙ほ此の草摺は、馬上の際の居木^{サギ}の位置を考慮して、前後を左右より短か目に掩へるを常とし、嚴島の小櫻・大三嶋の紺糸の鎧の如き、前後四段、左右五段のものさへあり、平治合戦繪卷に見られる鎧には此の種のものが多く、本繪卷の草摺も此の風であるが、たゞ此の中二番目上段の隨兵の草摺のみは特に引敷^{ヒックヤ}の方が長く畫がゝれて居る。恐らく是は鞍の後輪^{シカワ}に被さつて長目に見えたのを書き過ごしたのであらう。

また背面の總角^{アダマキ}は極めて小形に畫がゝれ、御物逆澤瀉威の鎧雛形の特に小さいのが雛形なるが爲でないことを立證するものであるが、是が單なる總角ではなく、袖の後部の懸緒^{カケヲ}と水呑の緒を逆板^{サカ}の鎧に通して總角風に結び下げた様に畫がゝれて居る。元來懸緒・水呑の緒は、前屈みとなつた際、袖が前に甚しく下がることを控へる爲に總角の根に結んだ紐である故、本繪卷に見える如き形狀が最も原始的のものであり、斯様に左右より逆板の鎧に懸けて結んだことが漸次形式化して總角の出現となり、懸緒・水呑の

緒は更に此の總角の根に結び附けるに至つたものと推せられ、從來不可解とされて居た鎧背面の總角の出現も、是より見れば容易に了解し得るのである。

籠手は、一、二の座盤を入れた軍陣常用のものとは異り、手甲に小縁^{コベリ}を廻らした弓籠手風^{エゴテ}の筒籠手^{ツゴテ}であり、慈光寺本承久記に見ゆる錦革の小手の名稱に吻合するものゝ様である。

弓は、滋藤の様であるが、剥落が多い故明瞭ではない。たゞ最後の隨兵の持てる弓に於いて藤を滋く卷いた様が認められる。

矢は、火長の野矢とは異り、征矢^{ツヤ}であり、矢羽は先頭の隨兵に見られる中黒の他は、切班^{カトリフ}と思はれるが、剥落が甚しいため明瞭でない。矢籠^{ヤガラ}は節の部分に墨を入れて量かし、節影^{ブシカゲ}なることを明示して居る。

簾は、何れも射向を現はして居る故、形象は知るべくもないが、其の指したる矢より推測すれば、恐らく逆頬簾^{サカヅチ}であらう。

履物は、前述の如く、淺沓、毛沓、或は素足と區々であるが、淺沓は、革を撓めて黒漆塗とし、内に沓敷^{タマシキ}を張つた歩き良きものであり、近世の如く乗馬に際して一々半靴と穿き替へねばならぬ形容のみを摹した桐地剝貫製のものとは全く相違する。毛沓は、靴沓^{タマタケ}の革製黒漆塗に代ふるに靴帶を省いて鹿、又は猪の毛皮を當てたものであるが、本繪卷のそれは靴底^{タマセン}を狭くして毛皮の立上げを深く掩へ、後ろの綴ぢ目に當革を添へて細き革紐を以て二行に畔差^{ウネサシ}とした様が認められる。

尙ほ此の毛沓を穿いた隨兵の小袴には、他が何れも無文であるに對して、波の丸文様を散らした様が畫がれて居る。

鳥帽子は何れも撓わな接鳥帽子であるが、最後の後ろを顧みて居る隨兵のそれは、髻ぐるみ外より結んで居ることに於いて、折

鳥帽子の小結懸の原始形として注目される。

尙ほ萌葱地鞆繪文柄威の鎧の隨兵のみ太刀を佩いて居り、帶執の緒・簾の腰緒共に明瞭に認められ、非常の際の姿の區々なるを示して居る。また此の鎧の金具廻の鏡地は袖の冠板のみであり、其の上に僅かに覗く障子の板表面は、弦走同様の染革を以て包まれて居る。

隨兵の馬具は、何れも移鞍であり、鞍橋は五騎共に草摺に隠れて見えぬが、鎧は半舌、鞍は地を描模様にした所謂左筆の切付で

あり、先頭は藍革縁の肌付、白縁に紅の伏組入れたる藻文地の切付、次なる上段の切付は石疊、下段と最後のそれは虎斑を畫がいて居る。鞍は、大荒目の鎧を著けた隨兵の紺染の他、何れも紅であり、形の如く辻總である。鞍は茱萸形であり、何れも鼻革をかけ、鏡銜嵌ませ、布の手綱をかけ、先頭の隨兵の曲げた馬の衝面よりは片差繩カタサシナハをさした様が見え、衛府官裝束抄に

差繩を一すぢさす也、よのつねには差繩は二筋をさす、隨兵は一筋をさせり、

とある本文通りである。而して是等の鞍具も非常の際の爲體であり、常の隨兵にあつては倭鞍を用ゐるを本義とし、是に關しては

下巻追使の隨兵の鞍具に於いて認められる。

徒步の下部は、何れも接鳥帽子・水干・小袴上結、素足の體にて、太刀或は腰刀を帶びて居る。

是等は概して剝落が多く、中には漸く存在が認められる程度のものもあるが、廷尉を圍繞して進む廳の下部八人の中、上手後ろ方にあつて廷尉の弓を肩にした者は、松皮菱文を散らしたる水干を著け、次なるは僅かに鳥帽子の先と腰刀の鞘のみを見せて居る。此の背面に於いて後ろなる隨兵を振向いて居る下部は、太刀の鯉口に手をかけて居るが、其の開いた首紙の間よりは、胸板と縦取に威した立舉二段が窺はれ、下腹卷姿なることを示して居り、更に其の下に居る者の袴の股立の間よりは草摺の一部が見えて居る。(圖版第四參看)

下段先頭の下部は、鷄冠木文様の水干に無文の小袴を著け、夏扇を腰に、尻鞘かけたる太刀を佩いて居る。

尙ほ次の者も尻鞘かけたる太刀を佩びて居るが、其の形象に於いて前者は板尻鞘を思はしめるが、後者は常の皮尻鞘である。

また此の一行より稍々遅れた二人の中、先なるは菊襷文様の水干に妻紅ツマクラナキの扇を開いて手にして居るが、次なるは鳥帽子を髻ぐるみ結つて、代りの松明の束スバを中央より結つて連著にして肩より擔つて居る。

一番最後に駆けて行く下部は、鐵蛭卷の手鉢に猪の皮の鞘をかけて小脇に搔込んで居る。此の手鉢は一見薙刀風の反張のない近

世の鎧の先驅をなす實用品であり、威儀の檢非違使の鉢とは異なる。此の檢非違使の鉢は、下卷追使の行列中に明示されて居る如く、七曲ナモギの丸木の柄に据ゑたものであり、廷尉故實に内裏焼亡の時不可隨鉢と規定されたものである。

此の檢非違使の一群の前方には、騎馬で疾走する公卿と、其の從者五人が見える。

馬上の人物は、裝束の部分に大分剥落があるが、縲ハナダに三重襟の夏の直衣姿であり、其の文様も正確な四菱ヨツビシで、源氏物語繪卷、阿字義傳繪に見える如き花菱形のものではない。其の被れる冠の繁文なることは堂上ヌカシヤウであることを示し、其の透額ストビタイなる様は益田本源氏物語中に於けるそれと同形であり、指貫は下結ゲツリとし、淺沓ハタタケを穿いて居る。

鞍は移鞍であり、直衣の格袋カツブクロの下より後輪シザの山形が覗いて居

り、切付は行膝、鎧は半舌、鞚は連著、銜は杏葉形であり、此の手綱を小指を内にかけて握つて居ることは近世の手綱の執り方と同様である。

續く從者の先頭は童であり、髪は元結を以て高くあげ、紅の童狩衣の尻を押折となし、馬手に夏扇を執り、弓手に高く結りあげた小袴のそばを攔んで馳走して居る。

次の從者四人は、布衣、小袴上結の姿にて、或は夏扇を手に、或は平禮鳥帽子の縁に手を當て、居る。後ろの方を振向いて居る二人は、共に弓手を袖附の間より出して居り、一人は小袖、一人

は素肌のまゝなる様を示し、布衣の尻はそのまゝに、弓手の袖と共に後ろに靡かせて居る。

却説、行手に見える石板壇上の七間五戸丹塗重閣の門は朱雀門であり、門前には漸く乗り著けて下馬した官人が、調度懸の從者を隨へて、五級の石階の前に進み、弓手を太刀の鯉口にかけ、馬手に頸筋の汗を拭ひながら、己が乗馬を振返つて居るが、其の姿は、大夫尉と思しく、立鳥帽子に、狩衣を押折とし、小袴を高く結り、淺沓を穿き、野太刀を佩いて居るが、其の太刀の柄の短いのも古様である。

續く從者は、水干の弓手の袖附の間より藍摺の小袖を著けた手を出して主人の弓を握り、腰に切斑の胡籠を著けて居るが、其の鞚卷の下革ハタガハには紅の縁取が見られ、洗革に赤革を重ねたことを察せしめる。

主人を下ろした馬は踏鞴タラを踏んで逸つて居るのを、鷄冠木文様の水干を著けた籠が、銜面を握つて控へさせて居る。

鞍は倭鞍であり、鞍橋は黒地に金を以て波を畫がいた蒔繪鞍にして藍草の表敷ハシキをかけ、白磨の半舌鎧、杏葉銜、虎皮の行膝切付と同毛の貫鞘ヌキサヤは、是が五位の尉の所用たることを物語つて居る。鞍の前輪の山形には腹帶ヘルビを居木間より出して前輪搦マヘワガラみにした様が認められ、切付の下には黒の裾開きの尺泥障を指して居る。鞚は紅の辻總であり、其の茱萸形の鞍の結び様も明瞭に見られるが、後世の如く、鞚の總先を背通りを越して左右の鞍に遣り違ひに通

し鞍結びとして更に芝打長シバウチナガに下げる程、甚だ長くはなかつたのである。

續いて馳せ行く衆庶には、朱雀門を前に見て一息入れて、両手に小袴のそばを高くとつて立ちやすらふ柏文様の水干男、水干の紐を解いて懷を開き扇の風を入れる者、棒杖カセツを肩に進む者、覆水干の姿にて立ち戻らんとする者、蘭草履を手に駆けつける法師などが見えて居る。

朱雀門の壇上には、小袴なしの水干著流しの者、素肌に水干を

著け、袖附より手を出した者、或は兩袖をたくしあげて達袖チガヒヅデとした者などが居り、蝙蝠扇片手に、或は太刀の柄を握つて門内に駆入らんとして居る。

また石階を上の水干小袴の姿には紅の露リュ・菊綴が明示され、目結の帷を著た小兒の手を引く男は丸窓生の袖細藍摺の小袴を著けて居る。

此の内部の人々は、多く布衣の從者を召具した衣冠姿の官人であり、是等は何れも指貫を上結として、そば高く執つて居り、素足、淺沓など區々である。

斯様な非常の際の衣冠姿は故ある事にして、定家の次將裝束抄非常警固事にも、

假令於里亭見火、若聞不慮事馳參者先必着宿衣可馳參、率爾周章事布衣

門内には、著到した隨兵や火長、所の衆、参列の主人を送つて現場に駆けつけた番持、鞭差ハサシの小舍人童、近隣の衆庶など應天門の火炎を見上げ、間近に進んだ者達は、吹下す風に飛ぶ火の子や、

磨く煙に噎んで右往左往して居るが、其等の者の姿は、何れも鳥帽子に、水干、或は狩衣、袖細などであり、専ら地下以下一般衆庶の輩である。此の中、左右色替りの團扇を持つ者が認められるが、此の團扇は扇面古寫經下繪に見られる團扇と同形であり、また白の袖細に紅の胸紐を結んだ有様は直垂の原始の姿として注目

せられる。

炎上の應天門を挟んで、内側には、五間三戸丹塗重閣の會昌門が見え、其の門前には、群臣等が多く非常の装ひにて燃えゆく應天門を見守つて居るが、是は風上なので、朱雀門内の者達よりやや落付いて居り、相に桂姿ケイザイの垂髪の女房や、髪を高く上げた下司女を交へ、或は拳を握り、両手を開き、扇を翳し、又は炎上の有様を知らせに戻る者など多種多様の姿體を巧妙なる配置の下に描出して居る。

此の内部の人々は、多く布衣の從者を召具した衣冠姿の官人であり、是等は何れも指貫を上結として、そば高く執つて居り、素足、淺沓など區々である。

斯様な非常の際の衣冠姿は故ある事にして、定家の次將裝束抄非常警固事にも、

不憚、但雖近邊非内裏火、布衣人不可昇殿、猶在里亭必可着衣冠歟、若着布衣參他所之時有如此之事者、歸家可改哉、尤乍布衣可參歟、抑如此之時、束帶細太刀之類努々不可有之由、古賢誠之、

とあり、衣冠又は布衣にて馳參する事が説かれて居る。

應天門間近の狩衣姿の者は衛府の官人と思しく、簞を腰に、弓手に弓を握つて居るが、小手を翳して眺めて居る者は、馬手に弓を持替へて居る様も面白く、狩衣の裾をそのままにした者は、弓箭を携へずに太刀のみ帶びて居り、周章馳參の體を窺はしめる。

また下方に見える褐冠姿の者二人は所の衆と思しく、更に上方には、白張の肩に手をかけた五位の紅の袍を着けた官人が見られる。此の裝束は、石帶に笏を指して居る體より見て、裾の部分は白張の影に隠れて知るべくもないが、東帶に相違ない。併し「如此之時東帶細太刀之類努々不可有」との例則に従へば、東帶姿にして、其の大口・表袴^{ウノハカマ}を、下袴・指貫に替へることによつて布袴^{ボウ}と呼ばれる姿かとも思はれるが、本より臨機の場合故、一様には律し難く、定家も是に就いて「若着東帶備他所禮時、又難改着歟、其事無其隱者、東帶^{ニテ}參有何事哉^{内裏之外東帶事不可勝計}」と述べて居る。

2 良房諫言

會昌門より背後は、霞を以て仕切り、情景の一變せることを示し、霞の切れ目に棟瓦をあげた檜皮葺の屋根が覗き、前方に清涼殿、上手に吳竹の臺が見える。是よりすれば、霞の間の屋根は、清涼殿の東に當る仁壽殿と推せられる。

而して、是に就いて考へられるものは、信貴山縁起、並に年中行事繪卷に認められる清涼殿前方の庭の上に僅かに覗く異様の突起物である。是は一つに仁壽殿の棟端の鷲尾とも見られて居るが、仁壽殿は檜皮葺であり、且つ本圖に見える屋根の一端が仁壽殿であるとすれば、此の突起物は全く別のものと考へられる。斯様にして清涼殿東面の鋪設に此の種の形狀に該當するものを見ると、年中行事繪卷加持香水の段に於ける四阿風の屋根頭よりして、或は大内裏圖考證 卷第十一之上 所載清涼殿古圖中の御溝及透墻

伴大納言繪詞に現はれたる風俗

等圖に見える炬火屋^{ヒグキヤ}の上部ではないかと思はれる。炬火屋は燈樓に入れる火を衛士をして炬かしめた小屋であり、庭の各所に設置されたが、清涼殿のそれは大内鈔に「清涼殿炬火屋當額間置之」とある如く、清涼殿北の第一間である額間前方の庭に置かれたのであり、是が時に應じて移動したことは、玉海正治二年六月廿八日の中宮院號の條に「次修理職下部昇去火炬屋^{布衣四人昇之}」と見えて居る。年中行事繪卷中屢々畫がゝれた清涼殿の圖に於いて、かかる突起物の存否の區々なるも、斯様な移動に基きしものではなからうか。

却説、本繪詞の清涼殿の圖は、服飾・武裝の故實の正鵠なるに比して、殊更に内部を模糊として畫がいたのではないかと思はれる程曖昧であり、信貴山縁起、年中行事繪卷の畫面に對比すれば、其の相違の甚しいことが認められる。

御溝水の幅の特に廣く、是に渡してある石橋の極立つて大きいのも氣になるが、殊に簾子の幅が狭い上に、弘庵の板敷が東西の方向に張られて居ることは不審であり、或は屢々權門の第邸を内裏に代へて皇居とせられた所謂里内裏の何れかを描いたものではないかとも思はれる。

里内裏は、何れも大内を模した寢殿造の改修、或は新造であり、其の構造は區々であるが、崇徳天皇が保安四年正月廿八日踐祚された土御門内裏は、法性寺關白記に

于時皇居土御門烏丸第也、件所頗被似淡、大内之様牴歛、

と見え、踐祚部類抄にも

崇徳院 保安四年正月廿八日壬午受禪

新主
上御門内裏東對代席也、
舊主
御同宿清涼殿代北孫廂、

として居る。また堀河天皇嘉承二年七月の大炊御門東洞院第は、

中右記に

本以寢殿爲御所、以西對代廊爲殿上也、

といひ、同天永二年十月廿四日條には

皇居賀陽院也、以西寢殿爲御所、但間數如清涼殿、然者南面也、御裝束垂南御簾、畫御座立案、

とあり、同永久二年八月十一日條には

六條院南殿并南庭甚狹小也

として居る。従つて里内裏の構造は、内裏に類似するが部分的に相違した建築であり、新造しても殊更に内裏と相違せしめた部分もあり、天永三年十月十九日の新造大炊殿内裏の如き、中右記に

見廻所々之處、朝干飯壺布障子皆悉畫馬形、里亭多相具打毬也、乃俄可畫具打毬圖之由下知繪師信貞、則畫圖了令立替、又所々隔等不如法事等

令直、

と見えて居る。

されば、里内裏なれば、簀子が狭く、弘廟の板を東西に張ることも有り得ることであり、寢殿造が概ね此の構造であることは、年中行事繪卷・鬪鷄・春日權現驗記などにても知られ、殊に鎌倉季

世の作品ではあるが、狹衣物語繪卷第二段の内裏管絃の圖に於ける清涼殿の如き、吳竹の臺の位置に相違を見るも、其の弘廟につては全く本繪詞と同一であり、其處に何等かの典據の存在を窺はしめるか、是に關しては尙ほ再考を要する。

此の清涼殿の場面は、前段の應天門出火當時より數日後の光景であり、此の有様は詞書を缺失して居る故、不明であるが、略々同内容と目せられる宇治拾遺物語十によれば、政を弟良相に譲つて白河に隠れた藤原良房が、大納言伴善男の誣告に陥つた左大臣源信の冤罪を晴らさんが爲、急遽參内して事の由を奏上して居るところである。

紅地に花輪達文様の縁を廻らした茵の上に御座しますは水の尾の帝であり、其の御姿は御内々の袴ケの御装束であり、御髪を放され、御肌には小袖を召し、上に單に衣を重ねて召され、緋の長袴を著けられて居る。此の露頂の御有様は冠下の御理髪を窺ふ究竟の資料であり、徳川本源氏物語繪卷寄生木の卷の中、薰の中納言を御相手に碁を遊ばす桐壺帝の御装束と御冠こそ召されて居れ、全く同一である。但し、後者は冬の御装束故、更に衣を四五つ重ねて所謂襷袴とせられて居る

御前に於いて奏上する立鳥帽子・直衣姿は良房である。直衣は剝落が夥しいが、僅かに残る部分に縛の三重襟が認められ、夏の料たるを示し、下には崩葱地大文の指貫を見せて居り、宇治拾遺に「御鳥帽子直衣ながら、移の馬にのり給て、のりながら北の陣までおはして御前にまいり」とある姿と吻合して居る。

御簾を隔て、昆明池の障子の前の弘廟に、笏を正して參候して居る官人は藏人頭と思しく、宇治拾遺に見える宣旨の使者頭中將と推せられる。頭は四位の殿上人であり、縫腋の夏の東帶を著けて居る。

近衛中將にあつても、晴の他は、専ら縫腋を著け、太刀も朝夕の出仕には腰に帶びなかつたのであり、定家も次將裝束抄に「若不慮隨殿上之外役者可帶之」と述べて居る。

此の袍には、黒地に藻勝見モカツミの文様が見られるが、藻勝見は、水中に咲く勝見草の花に、藻を立湧風に配したものであり、當時専ら用ゐられしものゝ如く、天野政徳所引異本枕草紙には、

絞の文にても、こと草よりはをかしと見えしは藻かつみにて

として居り、信貴山緣起・年中行事繪卷には多く此の文様の東帶が見られ、有識故實に最も忠實として知られて居る春日權現驗記に全く認められないことも、時代の推移に伴ふ嗜好の變化を窺はしめる。

尙ほ此の袍は、夏の料なる故、顯文紗と思しく、下に下襷の蘇芳の色を透し、表袴には白粉を以て窠に霞文様を現はし禁色なるを示して居る。當色にて禁色を著し得るのは藏人の特色である。

また清涼殿の東庭に立つ東帶姿は、仰せを蒙つて殿上を下つて左大臣源信の許に使する頭中將と思しく、其の裝束は殿上に在りし時と全く同様であり、襪のまゝ淺沓を穿かぬ體も注意せられる。

三

中 卷

1 宛 罪 救 免

卷頭、左大臣源信の門前に馳参する兩人は、赦免の使者の從者と思しく、先なるは立烏帽子に藍摺の狩衣を押折とし、同色の袴を高く結り、草鞋がけにて門内に駆け入らんとし、後なるは、白の狩衣の押折、同じ袴の上結、蘇芳の内衣、草鞋がけにて、後邊の方を振返つて居る。

門内には、使者に従ふ近衛の舍人が、童と共に驅馳して居り、此の前方の空白には、最近發見せられたといふ馬上の使者の剥取られた痕跡を存し、中門前馬道際には先驅の舍人が、事の由を觸れ込んで居る。

舍人は、襪袴の姿であり、後驅のそれは、縛の闕腋ケツアキの尻を太刀の足間にかけ、細纓の冠に綾オビカケを懸け、壺胡縁に野太刀を佩き、崩葱の袴に蘇芳の膝敷を透して居り、記錄に見える所謂壺垂袴の装ひである。淺沓は穿かず、素足のまゝ、弓手に太刀の鯉口を握り、馬手に黒漆弓を肩にして居る。壺胡縁には、中黒の矢を指し、別に一手落し矢として居ることも注意され、太刀の柄の中央には筋を入れて毛拔形なるを示し、帶執の緒と柄の腕貫の緒には赤革の様が認められる。是は近衛の隨身に専ら用ゐられた所謂赤革装束の太刀であり、飾太刀・細太刀の威儀の料に對して、革緒の太

刀は、實用を旨として、野太刀と總稱されて居る。また太刀にかけた尻鞘は、西宮記卷十七に

尻鞘

豹公卿 虎竹豹四位五位色革、依下襲也、阿多良之六位草繁不、依下襲也、犧禁物 班猪上下野同丸

使官人、
諸衛舍人、

とある最後の丸尻鞘を窺はしめる。尙ほ襖の腰には白き當腰が見られ、赤革の太刀の緒と藍革の壺の緒との交叉を示し、太刀の二の足間近には弦巻が覗いて居る。

續く童は、髪を元結を以て高くあげ、紅の童狩衣押折に、同色の袴上緒を著け、白地に藍を以て松皮菱を繁く染めた内衣を袖附の間に覗かせ、草鞋を穿いて居るが、両手に主人の細太刀を抱へて居る。太刀は沃懸地イカゲデであり、平緒は足間にたくして居るが、斯様に太刀を童に持たせることは、次將裝束抄に「凡細太刀平緒之時、必相具隨身」といひ、また前卷良房諫言中の末に引用したる如く、不慮に殿上の外の役に隨ふときは之を帶すべしとあるを明示して居る。

中門際の先驅の舍人は、後驅と略々同様の裝束であるが、是は首紙と袖口の先に緋の相を覗かせ、淺沓を穿いて居る。また黒漆弓は弓手に執つて擔ひ氣味になし、太刀の尻鞘は後驅のそれと同様丸尻鞘にして背通りに輪貫ワヌキの丸文を現はし、二の足附近に赤紐を畫がいて居るが、是は尻鞘の附緒の様である。尙ほ急ぎに急いだ爲か、緩は後ろに反張り、冠の緒は頸にかゝつて居る。また當腰アテイシ

の白布を左脇に結び、餘りを挿み込んだ様が見られ、壺胡簾・落し矢の體も明瞭である。

庭中、高欄付五級の木階の前に、青々とした荒薦を敷き、東帶にて威儀を正し、跪居して正笏し、稍々腰を折つて小揖して居るのは、此の邸の主人源信であり、詞書に「日のさうぞくをして、にはにあらごもをしきて、いで、天道にうたへまうしたまひける」とある有様である。

斯様に東面して天道を拜して居る光景故、此の邸の圖に現はれた部分は西面であり、縁より廊にかけて高欄を取廻し、簾子と廂の間との間には御簾を垂れ、長押には釘隠しの金物を打つて居る。

信の東帶は、左大臣の正裝を示し、繁文の冠に、二枚の纓はゆるやかに靡いて居る。袍は黒の藻勝見であり、夏の料故、下に蘇芳の下襲を透し、裾を長く引いて居る。表袴の紫を帶びて居るのは銀の變色であり、尋常の白の表袴なることを示し、其の裾口には紅の大口を覗かせ、爪先を立てた白の襪には指の股のない事を明示して居る。

廊の所の御簾を垂れた彼方の一間は對代ダイダと思しく、一面に疊を敷き詰め、信の家族の女房達の嘆き叫ぶ有様を示して居る。

對代は、寢殿の對屋ダイヤが、平安季世より鎌倉にかけて漸次變化し、放出アチイデ廊などを以て對屋の代りとして用ゐられたのであり、是が武家建築に及ぶ經緯の道程を物語つて居る。

此の對代の間は、内部を三重に區切り、入口を除いて襖障子を以て仕切つて居るが、此の中に、或は手を合せ、拳を握り、と見かう見して泣き叫んで居る女房達は、口に七人、中に六人、奥に小兒を小脇に、御臺と思しき女房一人が見られる。

而して、此の場の情景は、下巻の伴善男の家族の女房達の嘆きに沈んで居る有様に對比して、悲痛の度の相違を書き分けて居ることに於いて才筆の妙を發揮して居る。

却説、此の女房達の姿も、また夏の事故、何れも桂・小袖・袴の裝ひである。

入口に近く、彼方を指さし、外面の様子を知らせて居る女房は、崩葱の桂の片肌をすべらせて、左肩より下著の小袖を見せて居るが、其の料は白の生絹^{スキン}と思しく、肌も露はに乳房を透して居る。

他の女房の姿も、桂の色文様を異にするのみであり、他に甚しき相違はない。文様は、窠、丸寓生、花菱の類であるが、右手に顎を抑へ、左手に鬚莖^{ヒゲ}を握つて居る女房の桂の如きは、朽葉地に紺の村濃を出し、金泥を以て丸寓生を描いて居る。是は畫面故、織文か、染文、或は描文か知るべくもないが、恐らく泥繪^{デイエ}の描文であらう。

中の間に、珠數を指に懸けて合掌して居る剃髪の老女は、白の帽子を被つて居るが、是は信貴山縁起に見える尼君のそれと全く同様であり、後世其の姿の奇異なるによつて奇特頭巾といひ、通

俗には氣儘頭巾と稱して居るものである。尙ほ是も法衣ではなく、常の桂姿故、在家の女子にして五戒を受けたる所謂優婆夷である。

奥の間には、蒔繪の文箱と、硯左下水滴左上筆右を納めた硯箱を置き、右手に數珠を持ち、左の袖口で涙を拭つて居る蘇芳地に幸^{サイハイ}菱文様と思しき桂姿の女房は、左脇に禿^{カブロ}にした祖姿の童を引添ふて居る。此の小兒の手の大きいことは奇異の感があるが、一重の袒に肌を透かせ、後ろに結んだ帶を長く垂らして居る。

尙ほ髮は何れも垂髪であるが、其の中、鬢剪^{ビンギ}を施したもの九人ありて其の異なるを示して居るが、是は夫の有無によるものと推せられて居る。併し後世に於ける公家の子女は、男子の元服の如く、概ね十六歳を以て一般に鬢除^{ビンゾク}の式が行はれて居る。

襖障子は、總べて龜甲地に窠文を配して居り、是等調度を始め、桂の文様は、源氏物語繪卷、平家納經見返繪など、何れも同一様式を示して居る。

2 童 嘴 嘴

九月に入り、伴大納言が出納の子と、隣りなる右兵衛の舍人の童との喧嘩より、親々の口論となり、遂に舍人の逸口より、伴善男の陰謀露見に及ぶ發端を茲に表現して居るが、此の段は、扇面古寫經下繪と共に、當時の一般社會の風俗を明示する究竟の資料として知られて居る。

此の右兵衛の舍人は、三代實錄^{清和天皇貞觀八年八月條に、}「左京人備中權

史生大初位下大宅首鷹取」とある者の如く、伴大納言の出納は、同じく「殺大宅鷹取女子者生江恒山」とある者の様である。

畫面上段は、相長屋の家であり、向つて左の家の外壁は板下見イタシタミとし、右の家のそれは檜か竹の網代組を張つて居り、各々入口を設けて居る。此の左の板下見なるが伴大納言の出納の家であり、右の網代壁が右兵衛の舍人の家である。

舍人の家の入口の前で攫み合つて居る童の中、淺葱地藍玉文様の著物を著て居るのが舍人の子で、相手の黄無地の著物を著たのが出納の子であり、駆けつけた出納は黄色の四幅袴ヨノバカマに淺葱の小袖の片肌を脱いで居る。かくて我が子を助けて舍人の子を蹴倒して居るのが下の圖であり。其の子は攫んだ相手の髪の毛を引き筆つて振り廻して居る。やがて白の衣に幅廣の前掛を締めた出納の妻が、己が子の手を引いて家に連れ戻して居るのが左上の圖であるが、斯様に一圖の中に時間の経過を示して居ることは繪巻物の特色である。

却説、此の出納の妻の前掛姿は、平安季世の庶民の女に屢々認められるところであり、信貴山縁起・扇面古寫經下繪中にも盛んに畫がれて居る。此の女のそれは藍地に白く四目結が染め抜かれて居り、近代も尙ほ京の加茂、北山、或は秋田、山形地方の女に用ゐられて居る三幅前掛ミノマツカマを思はしめるものである。

此の子供の喧嘩を中心として、一團の見物人が圍繞して居るが、先づ右の方に於いて、馬上に立ち上つて見て居る者は、立鳥

帽子に、萌葱の狩衣を押折とし、黄色の内衣に、白の狩袴を著け、淺沓を穿き、紺地の手綱を引き締め、熊柳クマナギの鞭を握つて居る。馬具は、倭鞍であり、黒鞍に、半舌鑑、行縢切付、尺泥障、杏葉銜に、紅の辻總の鞚が見られる。

下を走つて居る童は、三角形の紙を紐で後頭部に結んだ額烏帽ヒダイエボウ子を著けて居る。夫木集ツブキジ雜十四西行歌に

篠ためて雀弓はるをのわらはひたひ鳥帽子のほしげなるかな

とあるは是であり、天子が御元服以前空頂黒幘を以て御冠に代らせられる如く、是は鳥帽子の代りとしたものであり、其の料よりして紙冠カミカウブリとも云はれ、時に法師、陰陽師も是を著けたことは、今昔物語十九内記慶滋に「川原ニ法師陰陽師ノ有テ紙冠ヲシテ祓ヲス」とあるにても知られ、送葬の從者も又是を著けた様が北野天神縁起第八卷に見えて居る。

此の前には、小袖袴の賤民が、袋と行器ホガとを一荷にして擔つて居る。

上方には市女笠に履子ケイシを穿いた法師が見られ、最前列中、赤の水干に髪を高くあげた年配の男は、年長けても尙ほ童の姿を以て奉仕した牛飼の舍人である。

此の見物の男達には水干姿が多く、一部に狩衣、小袖袴の者も認められる。

水干の首紙の緒は何れも赤であり、簡単に首紙の端で結んで居り、後世の故實家の説く程面倒なものではなく、狩衣の蜻蛉トンボと絹ワフ

を紐に代へて結んだのみのものである。同様菊綴も花總とせず、赤紐を以て絶目^{ケダ}を結んだのみであり、位置・數量共に一樣ではない。背通り上下二箇所にしたもの、袴の股立際と裾際の二箇所にしたものなど區々であるが、何れも實用を旨としたことが察せられる。而して後世上部に二箇宛附けるに至つたのは、此の上下二箇所が形式化し、下の絶目に結んだものを上昇させて一度に二箇宛つけることにしたのであらう。

かゝる水干は何れも袴の下に著籠めて居り、狩衣姿の者は皆押折として居る。而して何れも藍・紅、又は目結等の内衣を附け、詞書に「かくて九月ばかりに」とある如く、前段より秋のだけたる様を物語つて居る。

又、左の方には、妻折傘^{ツマカリガサ}を肩に、深沓^{フカゲツ}を下げた男が立つて居る。主人の參内の送迎の途中の様であり、沓には大和錦の靴氈が附けられて居り、其の形狀は後世と同様である。妻折傘を斯様に白晒麻布の袋入としたものを參内傘とも通稱して居り、上部に腰を取り、先端を結び垂れ、飾りに化粧革を下げるが、圖には藍革の化粧革が畫がれて居る。尙ほ後世斯様に沓を別々に持參する困難を防止する爲に傘袋に作り附けの袋を掩へる様になり、武家にあつても時には緒太^{フブ}を入れるに用ゐた。

此の男の隣りに、屐子を穿いた女が、市女笠を仰むけて見て居る。其の後ろに、髪を高くあげて、紅の童狩衣に、淺沓を穿いた童

と、淺葱地に藍を以て松皮菱を染めた水干に、藍の内衣、梶葉文の小袴を著けた男が立つて居る。

却説、見物は此の水干男を境として、次は相手の舍人夫婦が、我が子の虐げられたのを無念がり、罵つて居る爲體を中心圍繞して居る。

舍人は、紺地の水干小袴の姿で腕組をして立つて居り、妻は髪を高くあげ、白の小袖の上に、黃の衣を違ひ袖にして、藍地丸寓生文様の前掛を締め、手を張り、足摺りして口惜しがつて居る。

此の周囲の見物は、前の水干男に背を向けて、淺葱の水干小袴に草鞋を穿き、蝙蝠扇を手にする小坊主に始まり、上手に、鳥帽子に白の小袖を著け、淺葱の水干を上ばかり羽織つた老人か様のついた桟檻杖によつて立つて居り、是に、梶葉文様の水干、格子の小袴を著けた男が話しかけて居る。脇に淺葱の帽子を被つた剃髪の老婆が、裸の幼兒を懷に抱いて、藍地白の四目結の小袖を著た女と立つて居る。

下の方には、大きな宿直袋^{トノヨブグロ}を擔び、前に曲物^{マゲモノ}を下げた水干紺小袴の童が居る。此の袋は公解^{クダ}に宿直する主人の宿直物を納めたのであり、黃地に花輪達の文様が見え、縦横に表差^{ハサシ}をした所謂表差袋である。

次に、大きな甕を擔つて、杵杖を尻に當てがひ、息ひながら見て居る男は、遠行の者らしく、脛巾^{ハキタ}を著け、草鞋を穿いて居る。此の大甕は、扇面古寫經の下繪にも見られる水甕の類である。

隣に、四脚の唐櫃を頭に載いた下賤の女が立つて居るが、此の唐櫃は、左右の脚の端抉ハナゲリに布を通して蓋の中央で結んで居り、食物や調度を入れたものである。

次に、白の狩衣の男を挟んで、白の小袴の上に僧綱襟ゾウガウエリの法衣を覆ひかけ、黒塗の履子を穿いた法師が、黄の小袖の上に、松皮菱文様の褊衫に菊綴を繁く附けて羽織つた雛僧を伴つて見物して居る。雛僧は楷シモトの先に立文を結びつけて擔つて居るが、是は呪文や讀經の名目、度數を記した祈禱の卷數を旦那の許に持參する途中の様である。

更に、童水干、額鳥帽子の子供に續いて、褐冠姿の馬上の官人が居る。其の姿は、信貴山縁起に見える勅使の藏人供奉の從者と全く同一であり、倭鞍置いた馬に跨つて居る。此の鞍具は、喧嘩の場面の狩衣姿の者の乗つた馬の鞍と同様であるが、其の鞍の鏡地に三頭の鞆繪文様を浮かして居ることは注目される。

尚ほ履子を穿いて、表差袋淺葱地に紺を以て、襷に四松皮菱文様を染出したを載いて、市女笠を以て掩つて居る女や、水干小袴の男が、それとも身振り手振りにて話しながら立つて居り、最後に、髪を高くあげ、三頭の劍鞆繪文様の小袴に、浅沓を穿き、童狩衣の兩袖をもたげて走り去る童の姿を以て、此の情景を結んで居る。

此の段は、關保之助先生備忘の覺書による教示に負ふ所極めて多い。銘記して謝意を表する。

隣の家では、出納夫婦が、板戸を少し開けて顔を覗かせ、外の様子を窺つて居り、舍人の家の手前には、行きがゝりの人々が、其の有様を見物して居る。

見物十人の中、衣を被いて履子を穿いた女、竿の先に袋を挟んで擔つた素足の法師、狩衣押折姿の三人の男、水干姿の男五人が見え、女の隣の水干男の著けた裾濃の袴は、股立の附け際より裾

下卷

1 舎人の拘引

下巻頭は、再び舍人・出納兩家の表口の光景より始まる。中巻々尾の事件より數日後のことであり、舍人・出納口論の果、舍人が、出納の主人伴大納言の密事を熟知して居る如き口吻を漏らしたことが、世上に廣く知れ亘つた結果、使の廳より取調べのため、舍人の身柄を拘禁すべく、廳の下部五人が舍人の許を訪れて居る有様であり、一人が舍人の家の入口で指さしながら事の由を觸れて居り、舍人の妻が應對して居る。殘る四人は話しながら進んで居るが、是等の姿は、布衣二人、水干三人であり、前に進む四人の中、背面を見せた下部の姿には、押折にした箇所を書き直して、袴の腰にした痕跡を残して居る。即ち、布衣を水干に書き直したのであり、是等は皆鬚を儀しく貯へた所謂放免の徒の様である。

四

先まで、つがり袴の様に繁く菊綴をかけ通して居り（斯様に菊綴繁き所藏^リ籍行幸繪卷に於ける最後の狩）上手の二人の水干には、丸寓生文の衣姿の皆具の中にも認められる。）上下と、三頭の尾長鞆繪の水干に鷄冠木文様の小袴が見られ、其の隣の狩衣の袖附の間には松皮菱文様の内衣が覗いて居る。

2 舎人の糾問

舍人・出納兩家より霞を隔てゝ場面は使の廳の檢斷所に遷る。此の廳屋は、政事要略に村上天皇の御代左右府で事務を司ることを止め、左政舍を使の廳と定め、毎日勤行する様に見えて居るが、平安の末よりは別當の邸宅を以て廳屋に當てゝ居り、徒然草には

徳大寺公孝が中門で使の廳の定をしたことが見えて居る。以て本圖の廳屋も別當の自邸を以て當てたものと推せられ、廂の外に横に馬道が附けられて居るが、是を春日權現驗記第三卷知足院殿御惱加持の場面に見える寢殿造に對比すると、此の殿舍は中右記承徳元年二月十七日及び同月廿一日條によつて京極殿と知られるが、是によつて本圖の廳屋は、對屋の中門脇を以て當てたものゝ様である。

此の門内の石階の前の庭の面に、舍人を其の家より拘引して來た廳の下部四人が控へ、中央沓脱前^{トメヲ}の庭上には舍人が薄黄色の晒布と思しき水干に藍摺の小袴を著けて蹲つて居るが、其の後頭部には烏帽子の留緒^{モロカギ}をかけて諸鉤^{ダウキン}に結んで居る。廂の座には束帶の廷尉二人が糾問して居るが、其の姿は、縲の袍に、蘇芳の下襲を透かし、繁文の冠を著けて居る。六位の位袍の下に斯かる禁色を

伴大納言繪詞に現はれたる風俗

著し得るのは藏人のみの特權故、是が藏人の尉なる所謂^{ウヘ}上の判官たることが知られる。

斯様に此の廷尉の束帶は尙ほ秋はたけて居るが夏の裝束であり、裝束の夏は四月一日より九月晦日までを常とするが、此の姿に於いて、下襲を袍の下に透して居る肩の部分に特に注意すべきものがある。即ち、柔らかな下襲の上に、袍の肩を稍々強く張らせて居ることは、廷尉の威嚴を表示したものには相違ないが、茲に柔装束より強装束に移る過渡の形相が窺はれ、表袴・襪の様もまた明瞭である。

3 流人の亭に向ふ檢非違使の一行

かくて伴善男の應天門放火の罪狀が明白となつた爲、檢斷の結果、死一等を減じて配流と決し、茲に流人の亭に向ふ檢非違使の一團の有様が次に畫がかれて居る。（圖版第五・第六參看）

前方、善男の邸の門前に於いて、内の様子を馬上の檢非違使に指さし傳へて居る布衣の男は看督長である。

看督長は、延喜式左右衛門府に、火長九人の中、看督長二人、案主一人として、火長の中に含まれて居るが、看督長・案主は火長の中より撰んだことに於いて、火長とは別に取扱ふを常とし、應保三年六月廿三日當今呪咀の罪科による流人時忠追使の次第を後清錄記^{清解眼に抄所引}に

予立烏帽子着毛沓、相具隨兵^{四人}向流人亭以看督長箭、觸子細等時忠、時忠乘車出門、予着胡錄放祕、先車、看督長一人取松明、下部等圍繞流

鉢云々、次火長取松明、次予、雜人等隨兵如常。

り。

と見える如く、かかる例證は極めて多い。

却説、看督長も、火長と同様、赤衣を著ることもあるが、是は廷尉が毛沓を穿くを常とするに對して、淺沓を穿いた異例もある如く、必しも然様ではなかつたのであり、其の火長との裝束上の相違は、火長が狩胡簾を著けるに對して、看督長は、^{ユキ}轍を負ふ事である。

康平七年十二月六日、土佐配流の流人源賴資迫使の行列次第に

も

先看督長二人取松明、卷祕、赤衣負紋木、

次流人騎馬着狩衣襤奴袴、看督長引切總防授闇綱鉢持相副之、

次廷尉騎馬白張、卷緒、卷縷淺沓、帶劍一斤染、

次火丁二人取松明、

と見えて居る。

元來、上代の轍が板製となつて儀仗化したものが壺胡簾であることに於いて、當時にあつては、轍と壺胡轍の構造は殆んど同様であり、其の相違の明瞭なる點は矢の差し方である。即ち、衛府官裝束抄に

檢非違使は、立烏帽子に、白襤、紅の内衣を著して居り、狩衣の首紙を開いて寛ろぎを設け、内衣の襟を見せて居る。腰には中黒の矢を負ひ、尻鞘を入れた野太刀を佩き、馬手に弓の鳥打^{トリヅチ}を握つて地面に突き立てゝ居る。斯様に弓を馬手に持つことは、行幸供奉の際にも行ふことであり、籠を弓手に立てた際、常の如く弓を持つては、末彌^{ウラハズ}を以て其の烏帽子を拂ふ恐れがある爲である。

かかる檢非違使出行の有様は、清解眼抄に

て、白羽の箭を二すぢさすなり、轍負佐の看督長四すぢさす也。^{○中略}壺胡といふ物は轍にはたがひたり、壺はうちより五すぢ、いたつき二すぢ外よりさすなり、近衛の隨身等も壺をふ也、看督長ばかり轍をばおふな

今按、祖父口傳鈔云、向流人亭事、廷尉立烏帽子、着毛履、帶胡簾、中黒、騎馬、火長看督長如常、隨兵隨有相具、先以看督長相觸云、依其犯天配流其國、官人其人爲迫使、早可令出給、爰流人忿罷出候云々、

と記して居り、また衛府官裝束抄に

檢非違使は観負尉よりなりたるをば、追捕の官人といふ、明法博士まづ志になりて、尉になりたるをば、みちの檢非違使と云也、そのしに白襖のたもとをぬひこす也、已上狩衣、太刀には猪皮の尻鞘をさすを、博士文章の生より成たるは尻鞘はさゝぬ也、五位尉は蒔たる太刀をばく、白襖をも單狩衣にてきるなり、いこん染にて赤衣をきる時は、五位尉も兩面の白襖をきる也、單狩衣をきる時も、袴は兩面にてきる也、府生になりて志にあがりたるが、博士にもならぬ檢非違使をば、非成業の檢非違使と云也、一切志府生をば道檢非違使と知たる人おほかり、ひがごとも

也。

と見えて居る。以て此の檢非違使が、猪皮の尻鞘かけたる太刀を佩びた様より見て、追捕の官人たることが知られる。

檢非違使の馬は、下部と襷との間に隠れて居るが、最終の段に畫がゝれて居る檢非違使の姿と對比すれば明瞭であり、黒の斑の馬に、黒鞍置き、行膝切付に、熊皮の尺泥障をさし、紅の辻總の鞍かけ、杏葉銜嵌ませ、紅の打組と思しき手綱を弓手にとつて居るが、小指と無名指との間に挟んで居ることも注意される。

斯様に檢非違使の鞍具に黒地のものを多く用ゐたのは白襖に對するうつりの良き爲であり、馬も必しも黒に限つたことではないが、衛府官裝束抄にも「いたくしろみがちなるにはのらす」と述べて居る。

檢非違使の上手には、烏帽子・水干姿の放免が、藤葛を纏つた

伴大納言繪詞に現はれたる風俗

ナ、モヂ
七曲り丸木の柄の鉢を、穂を下に向て擔つて居り、後邊には、烏帽子・赤紬の狩衣・白羽の狩胡籠・赤弓を持つた火長二人が控へ、周圍には幅廣の所謂太平廣^{タピラヒヨ}の腰刀に、尻鞘入れた太刀を佩いた下部達が、烏帽子・水干姿にて圍繞して居る。是等の水干には、格子、棍の葉、鶴冠木、松皮菱、三頭の尾長鞆繪、洲濱、木瓜、目結等の文様が見られ、上下同地のものもあるが、小袴のみ無地にしたものが多く、何れも上結であることは云ふまでもない。

却説、隨兵であるが、檢非違使の前後に三騎づゝ六騎、何れも立烏帽子に、式正の大鎧姿であり、猪皮の毛沓を穿き、太刀を佩かずして弦卷のみを簾に附けて腰に帶びて居る。

前驅の隨兵三騎の中、上なる一騎は正面を向き、弓を一文字に弦を下に平めて、弓手に握つて居り、下なる二騎の右なるは上と同様、弓を一文字に稍々彌高に弦を上にして握り、左は本彌を下に立て、握つて居る。

後驅の三騎は、何れも弓を馬の平頸添ひに弓手に搔込んで居り、手綱は馬手に執つて居る。是は衛府官裝束抄に「近來人左手に弓をにぎりて、右手をばたづなばかりをとりあひたり、故實をしらざる也、隨兵などにとりてのこと也」と見える通りである。

此の六騎の鎧に於いて、最も注目される部分は、前卷應天門炎上の際の隨兵と同様、威と革所の文様である。

檢非違使に先行する三騎の中、上なる隨兵の鎧の威は縦取と思はれるが、色は、書き起しとして居る爲、黒の小札^{コザカ}地の上に、一本

づゝ、畫がいた威の胡粉が剥落して周邊のみが残つて居り、模本は此の残りの胡粉の箇所を殊更に太くした爲、何の威か分らぬものになつて居るが、其の胡粉より見て或は卯花威かとも思はれる。

右なる隨兵の威は縦取であり、染韋は三頭の尾長鞆繪であるが、其の總角付の臺座の木瓜形なるも珍しく、弦巻は胡粉が剥落して黒塗の様になつて居るが、元來は白の防已製なるを表現したのである。

められ、平治合戦繪巻、春日權現驗記などに於けるそれが、札頭・毛引・札間^{ガシラ ケビキ サネアヒ}・毛引・札間・威とそれべく別に書き別けたものとは全く相違する。但し後者も菱縫板のみは便宜上書き起しとして居り、此の

後驅の隨兵三騎の中、上なるは、繩目取の威に、紺地に赤を以て四石疊ヨツイシダ、ミの如き文柄を毛引して居る。其の威の色目の位置は、袖、草摺は通例であるが、背後の逆板の下も同様に威して居る。

後者の描法の方が一般に廣く認められる。斯様に此の隨兵の鎧の威は妙に剥落して模本によれば別種の威を窺はせる様な結果につて居るが、其の耳糸は赤であり、恐らく三河の猿投神社の薄金の鎧に附屬する小櫻の袖の如く、赤革を以てしたものであらう。此の弦走及び冠板裏包革は、唐花を中心にして蕨手文様の襷をかけ、襷の中に窠文を入れ、間を魚子地として居る。化粧板の藍地は剥落して居るが、胸板は鷄冠木文様を現はし、鳩尾板の包革には龜甲文様を以てして居る。

下の左なる隨兵の鎧は、縦取の澤瀉威と思しく、染韋は、袖の

冠板と障子板の部分に石蠻文が見られ、射向の蝙蝠付には七曜文が認められる。また其の毛沓の靴観に三頭の鞆繪の文が見えることも注意される。

尙ほ此の袖の冠板は、次の右なる隨兵のそれと同様、後部を一段低く片山形リヤマガタに作りなして居り、此の形式が後の後三年合戦繪詞の中に専ら畫がゝれて居る。

つれて、其の下部に當る威は配色が紛淆する爲に、特に背後を除くに至つたことが知られるのである。また此の鎧の袖の冠板は極めて小さいが、形は常の櫛形アシガタであり、押付オシヅケの部分の狭いのも古様である。而して其の包革は、斯様に小部分であり、射向の蝙蝠付も弦巻の陰になつて居る故明瞭でないが、鷄冠木文様を散らして居ることが知られる。

尙ほ此の鎧と、次の隨兵の鎧は、共に金物を繁く打つて居り、殊に特異な點は、常の如く裾金物のみでなく、袖の一ノ板にも菱縫板と同様に三箇打ち、更に袖の三ノ板、太刀掛草摺二ノ板左右にも裾金物と同様の大きさの居文金物をそれべく二箇打つて居ることである。是よりすれば疊みの足搔が悪くなるのは當然である故、實用としては甚だ不向であるか、鎌倉季世の鎧にも、奈良春

日神社の赤糸の鎧の袖の竹虎、青森櫛引八幡の赤糸の鎧の袖の浮雲と離菊の置金物などがあり、是より類推すれば、裝飾の爲、殊に隨兵の如く其の實よりも形を競つた姿にあつては、特に施したと見ても然程無理ではない。吾妻鏡にも承元元年八月十五日將軍源實朝の鶴岡社參の隨兵たる吾妻助光が、特に晴儀の鎧を新調して勘氣を蒙つたことを傳へて居る程である。また此の鎧の太刀掛草摺は四段であるが、其の大袖が六段、梅檀板が三段など何れも、春日權現記に見える如き省略が施されてゐることに於いて、當時かく四段のものがあつたと見て差支へないであらう。

次の中央に馬を打たず隨兵の鎧は、威は縱取であるが、色は前驅上段の隨兵の鎧と同様、胡粉が剥落して威毛の周邊のみを残して居る。而して此の威の間、即ち、袖の三板、草摺にあつては二

板中央に、上卷應天門炎上に際しての隨兵の鎧に見られたと同様、赤地に白く唐花を抜出した織物か染革を以て札頭より次の毛引際まで被せて居る。此の耳糸は赤革であり、金物は繁く打つて居るが、梅檀板に全然ないのは筆者の書き落しであらう。染革は白の革に臘脂を以て魚子地に窠文を散らし、窠文の間に藍を以て鷄冠木一枚づゝ入れて居り、而も此の鎧と、次の下段の隨兵の鎧は、御物逆澤瀉威鎧離形に於けると同様、胸板と弦走の間に化粧板を設けず、小形なる胸板の脚先に直ちに弦走を仕附けて居り、袖の冠板も同様山形に拵へ、革包とせずに、金箔のみを置いて鍍金地を現はし、所謂鏡地の金具廻として居る。

下段の隨兵の鎧は縱取であり、赤威の中央一本を白にて縱に威し通し、其の左右を一本づゝ薄紅を以て威して居り、いはゞ匂の一種であるが、春田永年は甲組類鑑に耳坐滋威と解して居る。弦走及び胸板の革所は、魚子地に唐花を染め出して居り、被れる烏帽子も、前の隨兵の立烏帽子に比し、如何にも柔らかに後ろに反張せて居る。また其の片籠手は、他の隨兵のそれが錦・綾の類による弓籠手風なるに對して、腕首より二の腕にかけて、表面を金箔を以て塗り上げて居ることに於いて、恐らく金泥による革製の懸通しの座盤を示したものゝ様であり、手甲の部分は他と同様小縁を廻らして居る。尙ほ申すまでもないが、隨兵の籠手は何れも片籠手であり、鎧下裝束は水干である。

以上の如き隨兵の馬具は、何れも倭鞍であり、行縢切付、半舌鎧、熊皮の尺泥障、辻總鞍、鏡銜、片差繩をさして居り、衛府官裝束抄に

隨兵のくらは、黒鞚、あるしらぢの表敷、あざらしのきつけのけさきをきらず、熊皮の毛あぶり、黒鞍、鞚、差繩糸を一すぢさす也、
とあるに一致して居るが、鞚の色は、搗^{カチ}、紺、朽葉の三種が見られ、半舌の鎧には、黒漆地と白磨の二種が見られる。

却説、最後の胴丸姿の三騎は、後陣の隨兵に從ふ胄著の郎從であり、前驅の三騎のそれは畫がれて居ない。是は卷尾に流人の車を取卷いて進む隨兵の群が、此の段よりも一騎減じて五騎となり、胄著の郎從が二騎になつて居ることより見ても、構圖の上よ

り省略したものと推せられる。而して此の紙面の上・中・下段に位置する三騎は、そのまゝ前方の上・中・下段に居る隨兵に從ふものである。

即ち、上段に赤威の胴丸著て、紺地に紅の文柄威の冑を載く郎従は、前方上段に居る文柄威の鎧を著た隨兵の冑を著、其の替弓を袋に入れて從つて居るのであり、中・下段も共に同様である。而して其等の冑は何れも鎌形を打つて居り、其の形象は、信濃の

清水寺所藏傳田村麻呂奉納とある鎌形に類似し、冑に打たれた遺品の何れもが、鎌形と臺とを別に取離して製したものとは異り、臺と角先とを造り附けにした極めて古様なるものである。そして其の臺は、此の段にあつては金箔が置かれたまゝであるが、卷尾に見える冑著の郎従の上段に居る正面向の冑のそれには獅噭が書き加へられて居り、冑も嚴星の様イカボシが見られ、殊に前段の部分には見られなかつた鳥帽子の先アヒメが頂邊の穴より出でゝ居ることが此の圖に於いて認められ、其の體は平治合戦繪卷中のそれと全く同様である。

さて前段に戻つて、稍々仰け氣味に被つた冑の背面は頂邊の穴の極めて大きな事を示し、笠標の鎧には總角を附した様が見えて居るが、其の鎧の位置も鉢の後部正中でなく、頂邊間近にあることは、巧まずして古様なるを物語つて居る。鞆は五枚下り四枚吹返である。此の吹返表面は、全部染革を以て包まれ、下部には菱縫が畫がゝれて居ない。是は蒙古襲來繪詞を除いて、何れの繪

卷にあつても省略されて居るが、御物逆澤瀉威鎧籠形の冑の吹返にあつても菱縫は認められず、室町初世の遺品ではあるが、南部日實氏所藏の縛糸威の胴丸に附屬する大鎌形臺を打つた冑のそれにも菱縫はない故、一概に省略とのみ斷定することは出來ないが、吹返裏下段の菱縫を丁寧に畫がいて居ることに於いて、また平安季世より鎌倉に及ぶ遺品の大勢より見れば、先づ省略と考へる方が穩當である。

中なる郎従の胴丸の威は萌葱、下なるは搗カチと思しく、共に縱取り、上下の者の耳糸は胡粉を以て洗革なるを窺はしめ、下なるは赤韋と見られる。また上は白、下は赤の表帶ツバオビを締めて居る。

是等胴丸の形狀に於いて、中央正面のものの胸板より衡カブキドウ胴にかけての裾開きの體、殊に衡胴が長く五段を以て取廻し、衡胴の最下段たる所謂發傳ホツツが、表帶の位置より遙かに下つて居る點など、古様の挂甲を偲ばせるところが多く、平治合戦繪卷、春日權現驗記などに畫がゝれた胴丸とは全く其の趣を異にして居る。

下の裝束は、常の小袖袴であり、何れも脛巾を穿いて居る。但し、當時の小袖は、室町以來の袂を有するそれとは異り、筒袖であり、室町時代の所謂袖細ソテボソである。

是等の郎従の手にせる弓袋に納めた替弓は、旗差の棹と同様、鞍の前輪の左の爪先ツメサキの軸に本弭を据ゑて弓手に握つて突き立て、居るが、其の袋は紺地に金を以て三頭の尾長鞆繪を出して居り、先端より垂れにかけては紺地に易へるに赤地を以てし、化粧革に

は藍韋と赤韋が下げられ、其の體は後世武家使用の弓袋と同様である。尚ほ此の弓袋持は、年中行事繪卷中著駄政の條に於ける檢非違使の隨兵の背後にも認められるが、此の圖程精密に見ることは出來ない。

馬具は水干鞍と思しく、上なるは擣の小總の鞚、半舌鑑・鏡銜、下なるは朽葉の鞚、半舌鑑、杏葉銜であり、何れも鼻革をかけて居る。

尚ほ後陣の上段に居る隨兵の背後に從ふ水干姿の下部四人は、鳥帽子を上より髻に結びつけて居り、後の折鳥帽子の小結懸の原形を思はしめ、中央の隨兵の背後に控へる手鉢を立てた下部にも同様に認められる。此の手鉢は、上卷卷頭に畫がれたものと同様、蛭巻の柄に猪の皮の鞘をかけて居る。

門内にあつては、看督長が流人の亭の家司ケイシを呼び出し、子細を觸れて居る所であり、看督長の姿は門前に於けると同様であり、應對の家司は、立鳥帽子に狩衣、指貫を下結とした姿にて首うなだれて居る。

4 善男の家族の愁嘆

亭内に於いては事の由を聞いた女房達が泣き喫いて居るが、其の様は、中卷の信の家の女房達に比して、彼が赦免の喜びを迎へるに對し、此方は配流の追使を迎へて愁嘆の度の相違を極度に現はして居る。

此の部屋は、寢殿造の母屋内と思しく、中央に黒塗の框を入れ

伴大納言繪詞に現はれたる風俗

左右に根ホツヂを設け、一段と高く作りなしたところは帳臺構チヨウターメである。是は母屋に据ゑた帳臺を略して造作に取入れたものであり、内部を廣くして寢所にも用ゐ、時には必要な品を納めて置く爲、納戸構トンドガマとも稱せられ、小紫垣草紙、春日權現驗記にも見えて居る。

此の圖の帳臺構の内部は寢所と思しく、枕が置いてあり、枕上には沃懸地の細太刀を横たへて居り、框近くには髮上具カツアゲグが取散らされて居る。蒔繪の鏡管の蓋は開かれ、中より圓鏡が覗いて居り、傍には一枚の櫛と二枚の鬢搔ビンカラキが見られ、框の下には調髮の鬢搔水を入れる泔坏ヌスルッキが置かれて居る。是等は何れも二階棚に載せる調度類である。

中央には丸高坏マルタカヅヤが置かれ、饗應の用意が整へられて居り、傍に長柄の銚子が置かれて居る。此の丸高坏は、角なるに對して略式なるは勿論であり、常の如く内を朱とし、外を黒塗として居る。

此の段に見える女房十人の中、帳臺構の中に俯伏せて居る女房は、頭から木瓜唐草モクワカクサの衾を打被いて嘆き沈んで居るが、他は何れも桂姿であり、紅の衣を重ねて居る。桂の文様は、剥落のため明瞭でないが、立涌、丸寓生の類が多く、隅の格子際に居る垂髪の女房は、胸も露はに、膝を抱へて、齒を食ひしばつて居るが、其の桂の下に小袖のまゝ袴を著けて居らぬ様が見られる。

5 流人追使の行列

寢殿の母屋の御簾外は霞を以て仕切り、之より木の間を隔てゝ、門際に、配流の主人を見送る狩衣姿の家の子四人が見られ、更に

木の間を過ぎて、善男を載せた車を圍繞して進む檢非違使の一行為にて終つて居る。(圖版第七參看)

此の行列は、善男の門前に控へた一群であることに於いて、其の行粧は概ね同一であるが、若干相違した點も認められる。

先頭に進む者二人は看督長であり、流人の亭を訪つて居る姿と全く同一であるが、其の姿體に於いて、上なるは弓を擔ひ、下なるは小脇に搔込んで居る。

次に流人を載せた車が進むが、流人は騎馬を常とし、乗車は後止也」とある如く、止むなき場合として用ゐられたのである。

従つて、此の車は粗末な綱代車であり、後の簾を上げて袖と指貫の一部を覗かせ、斜め後ろ向きに座して居る様を窺はしめる。

斯様な有様は、後清錄記應保三年六月二十三日の流人時忠追使の行列次第に

先看督長二人、取松明、卷

次流人、不脫巾、看督長引切縷、帶弓箭

次廷尉、袴括子、鉢持付立、下部圍繞

次廷尉、纓卷、胡錄、毛沓

次火丁、如常取松明、流人

次隨兵、

又車同前、但後簾上天前簾下ス、後仁向天乘留、犯人不脫巾、引切縷結等了、車左右轅又輪邊仁人守思人守等左右圍繞之、遣車下部所作也牛飼不遣之、追出京外了、

とあるに吻合して居り、此の檢非違使の送る先は、同記に

西國者至于七條朱雀之邊、東國北陸道者粟田口之邊也。此近邊領送使自先在之、官符持向、取官符讀聞流人之後、賜官符於領送使、其次領送使請取流人了、次廷尉歸了、抑近代配流之様、人敢以不知、然面爲知故事

注載之、

と見えて居る故、善男は三代實錄貞觀八年九月廿二日條によれば伊豆國に遠流せられたことに於いて、是に從へば、栗田口の邊に至つて、近邊の領送使に官符と共に引渡したのであらう。

牛の頸綱は、牛飼の童が握り、馬手に鞭を持つて居る。鞭の左右には、太平廣の腰刀を横たへた烏帽子水干姿の廳の下部共が、轍を握つて車を遣つて居り、車の背後には、下部六人が圍繞し、腰刀の柄に手をかけ、或は鷦尾に手を置いて、四圍を拂つて居る。是等の腰刀は何れも合口造(アヒクチザグリ)であり、鞘の責金(セメガネ)も多く、近世までアイヌに好んで用ゐられた所謂蝦夷拵の腰刀に酷似して居る。尙ほ此の下部の中に、水干の身と袖の附け廻しに袴縫(サカフ)を廻らして裝飾を兼ねて綻びを防ぐに用ゐて居る者二人が見られる。

却説、檢非違使の前には放免か鉢を逆手に握つて居るが、此の持ち方は、年中行事繪卷、法然上人繪傳、文永加茂祭草紙など何れも同様であり、現在加茂祭に於ける放免が鉢を上に向けて立てゝ持つて居るのは、元祿七年の御再興以來の風であるが誤りである。此の放免の前には、八曜文の水干を著けた下部が、黒漆の打刀に手をかけて、居合腰に構へて居り、下には三頭の尾長鞆繪文様

の小袴を高く結り上げた狩衣押折姿の下部が野太刀の柄を握つて進んで居る。

檢非違使の周圍には、火長二人を始め、十一人の下部が、或は狩衣を押折とし、又は白張、水干の姿にて、専ら太刀、腰刀を帶びて取囲み、次に隨兵が五騎二行に番ツガつて、各々從者を從へつゝ銜を並べ、最後に替弓を持つた冑著の役の者が進んで居る。

茲に至つて、隨兵は善男の門前に於けるよりも一騎減じ、冑著も一人減つて居り、甲冑馬具の類にあつても若干相違して居る。

是等の中、特に注目されるのは、先頭上段の隨兵の鎧の障子板が、袖の冠板と同様、山形に掩へて居ることであり、其の弦卷には石疊の編出し文様が見られ、矢羽の切斑文、馬具の白磨の杏葉銘などが細密に畫がれて居る。下段の隨兵は大部剥落して居るが、其の弦卷の三ツ鱗文様、銜の木瓜透常永入道記應永十九年十月廿一日條に見える水干鞍の註文に轡モカウとあるは此の如きものと推せられる。が明細に見られ、續く二番目下段の隨兵には、

本繪詞に認められる服飾・武裝の類は、大體以上の通りであり、其の内容は、當時の故實に參看して、概して正鶴を得て居が、中には尙ほ疑ふべき節々も相當に存することは、其の各箇所に於いて述べた通りである。

武裝に於いては、此の繪卷の他には見られぬ珍しいものゝ多いことを特色とするが、是も何の程度まで信憑し得るや否やは、尙ほ充分検討せねばならない。併し、全然無形のものを表現する筈はない故、是に對しては、綿密なる注意を以て臨めば、概ね當代の特色として肯定し得るであらう。

また文様も、三頭の尾長鞆繪が最も多く、次で丸寓生・木瓜・鶴冠木・梶の葉・松皮菱・龜甲・立涌の類が見られ、是を源氏物語繪卷・平家納經見返繪・扇面古寫經下繪・信貴山緣起・粉河寺縁起等に對比すれば、當代嗜好の大様が察せられる。

更に裝束に於ける柔裝束より強裝束に移る中間形式、威の縦取と繩目取の兩手法を交々畫がいて居ることの如き、平安季世より鎌倉初期に及ぶ過渡期の風俗の様相を窺はしめる。

是も面白い。尙ほ是に從ふ家の子達は、烏帽子を髪ぐるみ上

より結んで居り、かゝる事は本繪詞中屢々認められるが、他に類例歎きを以て注意せられ、信貴山緣起に於いては、下巻尼君の從者の烏帽子に、粉河寺緣起に於いては、長者の娘警固の武士との從者に認められる。

五